コラムQ&A

警察に任意出頭を求められたとき，逮捕されたとき③

Q逮捕され，勾留された場合，弁護士は呼んでもらえるのでしょうか？

A兵庫県弁護士会では，当番弁護士という制度があります。初回だけ無料で接見（弁護士による面会のことです）に来てもらうことができます。その際，今後の流れや見通しなどを質問することができます。また，接見禁止（弁護人等以外の面会を禁じられること）が付けられて親族が面会できない場合等，家族に連絡を取ってもらうことも可能です。さらに，当番弁護士で派遣された弁護士に私選弁護人に就任することを依頼することもできます。

Q当番弁護士は，どのようにして派遣をすればよいのですか？

A身柄拘束されている本人が係官に依頼する方法もありますし，家族から兵庫県弁護士会の刑事弁護センターに依頼することも可能です。

Q私選弁護人になってもらうには費用が必要ですよね？

A弁護士にもよりますし，事件にもよります。事実関係に争いはなく，情状酌量を求めるのみの事件と，無罪を争う事件とでは，弁護活動の期間も手間も全く異なります。情状酌量のみの事件で，着手金が２０万円から３０万円という弁護士が比較的多いのではないかと思います。また，被疑者国選といって，殺人等の重大事件に加えて窃盗，傷害，業務上過失致死，詐欺，恐喝等（法律で定められた刑の上限が３年以上の犯罪）の被害者に対しても国選弁護人が選任されることとなりました。

Q国選と私選でどう違うのですか？

A弁護活動が異なることはありません。ただ，私選の場合，気に入った弁護士を選ぶことができるのに対し，国選の場合，弁護人を選ぶことができないという違いはあります。